

令和 6 年 6 月 12 日

I 開発指導要綱 第 7 条第 2 項の取扱いについて

(区域の設定)

第 7 条 開発区域は、土地の範囲を明確に表示できる区域を設定するものとする。

2. 開発区域内において、道路・河川・水路・公園等公共施設及び都市計画施設等がある場合は、必要に応じて別記様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号により明示を受けなければならない。

【地積測量図の取扱い】

都市計画法第 29 条の規定による開発許可申請等で、地積測量図を明示指令書の代替として用いる場合は、原則平成 17 年 3 月 7 日以降に登記されたもので、公共施設管理者が認めるものとする。